

# 平成30年塩尻市議会9月定例会

## 福祉教育委員会会議録

○日 時 平成30年9月7日(金) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第3号 平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第4号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第5号 平成29年度塩尻市国民健康保険檜川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議案第15号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算(第6号)中 歳出3款民生費、10款教育費

議案第20号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願

陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

### ○出席委員

委員長 横沢 英一 君 副委員長 永田 公由 君

委員 金田 興一 君 委員 山口 恵子 君

### ○欠席委員

委員 中原 巳年男 君

---

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

### ○説明のため出席した議員

請願紹介議員 丸山 寿子 君

---

### ○議会事務局職員

議会事務局長 竹村 伸一 君 議事調査係長 小澤 真由美 君

---

午前9時59分 開会

○**委員長** おはようございます。それでは、昨日に引き続きまして、9月定例会の福祉教育委員会を開会いたします。本日の委員会は中原委員より欠席の届け出がございましたので、お知らせをいたします。それでは、きのうの宿題があったと思いますが。

○**長寿課長** それではお願いします。昨日の金田委員の質問で、近隣市の老人クラブの状況ということで、口頭でお答えしたいと思いますので、よろしくお願いします。松本市ですけれども、近隣の状況も全部老人クラブの数が減っているという状況は変わりありませんでした。松本市ですけれども、平成27年178クラブが、平成30年には152クラブに減っているということで、松本市さんの担当者にもお聞きしたんですけど、何か工夫していることがあるかということでお聞きしたんですけども、ことし初めて市の広報で助成制度の説明、紹介をしたということをしていました。

それから、安曇野市さんですけれども、平成27年度58クラブが、平成30年度49クラブに減っています。安曇野市さんのほうは、事務局は社協のほうに委託しているんですけども、安曇野市さんで工夫してやっていることは会員1人につき500円上乗せして補助金を出しているということでした。あと、花いっぱい運動とか、芸能大会とか、そういう大会に1個ずつ補助金を出しているという工夫をしているそうです。

それから、大町市さんですけれども、平成27年度32クラブが、平成30年度28クラブに減っているということで、大町市さんも会員1人当たり400円の補助金を出しているということでした。

最後に岡谷市さんですけれども、岡谷市さんは27年度20クラブが30年度18クラブということで、そんなに減ってはいないようですけれども、状況はうちと変わらず、特に1人当たり補助金を出しているとかそういうことはしていないようです。近隣の状況把握できましたので、これを参考にまた老人クラブの方と相談しながら、減らない工夫をしていきたいと思います。以上です。

○**金田興一委員** 安曇野市500円上乗せっていうのは、全体に補助金出してそのほかにということですか。

○**長寿課長** 単位クラブの補助金はうちとほぼ変わらずなので、そこに上乗せで出しているということでした。

○**金田興一委員** ぜひ塩尻もまねしてください。よろしくお願いします。

○**社会教育課長** 私からは社会教育課で2点お答えできませんでしたので、お答え申し上げます。第1点目、重伝建地区木曾平沢地区の選定10年間での実施件数ということで、御質問いただきまして、10年間の実施件数、修理修景合わせまして50件でございました。

続きまして、大門地区センター及び高出地区センターのセンター長の給与はどこから出ているかという御質問でございましたけれども、決算書69ページにございます2つ目の白丸、職員給与費84人分の中に支所長同様、支出されていることで御答弁申し上げます。以上でございます。

○**委員長** この件はいいですか。

〔「いいです」の声あり〕

---

### 議案第3号 平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** それでは、議案第3号平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**教育総務課長** それでは、平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計について御説明申し上げます。決算

書は303ページになります。また決算説明資料は121ページから123ページになりますので、あわせてご覧ください。

歳入決算額につきましては、2,413万5,066円で、前年度比15.4%の減、歳出決算額は2,358万2,846円で、前年度比14.8%の減でございました。歳入歳出差引額55万2,220円を平成30年度に繰り越したものでございます。なお平成29年度の貸付状況につきましては、24年度以降の継続分も含めまして、大学生が24人、高校生が4人となっております。

それでは、初めに歳入の概要から御説明申し上げます。決算書308、309ページをお願いいたします。1款財産収入につきましては、特別会計で運営しております育英基金と大野田育英基金の利息分となっております。

飛びまして、3款繰入金1項基金繰入金1目基金繰入金につきましては、基金から貸付事業に繰り入れているもので、育英基金は高校生への貸与に、大野田育英基金は大学生への貸与に充当しております。また、事務費は大野田育英基金からの充当となっております。

次に2項他会計繰入金1目一般会計繰入金につきましては、基金で運用してきました奨学資金について、大学生を対象としました大野田育英基金の財源が不足することに伴いまして、一般会計から繰り入れたものでございます。

続きまして、4款繰越金につきましては、平成28年度の出納整理期間中に収納のあった償還金を充てております。前年度繰越金として歳入課目で受け、基金へ繰り出すものでございます。

次に5款諸収入1項貸付金収入1目貸付金収入ですが、貸与期間が終了して返済された償還金でございまして、育英基金は高校生3人分、それから、大野田育英基金は大学生42名分となっております。また、滞納繰越分の償還につきましては、育英基金貸付金2人分で8万5,000円、大野田育英基金貸付金、こちらも2人分で19万円となっております。

決算書おめくりいただきまして、310ページ、311ページをお願いします。3節木曾広域連合奨学資金は、榎川村時代に木曾広域連合で貸与しておりました奨学金の返済にかかわるものでございまして、3人分となっております。

続きまして、歳出の概要につきまして御説明申し上げます。決算書312ページ、313ページをお願いいたします。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、最初の白丸、貸付事業管理費につきましては、選考委員の報酬5人分のほか、事務費相当分となっております。

次の白丸、基金積立金につきましては、返済された償還金及び利息と繰越金を基金に積み立てるものでございます。

次の白丸、一般会計繰出金につきましては、合併時に木曾広域連合分を統合する際、塩尻市の一般会計から繰り入れて一括償還をしているため、償還された分を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、2款貸付金1項貸付金1目貸付金、白丸、奨学資金貸付事業でございまして、この事業の主たる経費でございまして、奨学金の貸与申請があったものへ貸し付けているものでございます。平成29年度におきましては、先ほど申し上げましたとおり、高校生4人のうち、新規は1人でございました。大学生24人、このうち新規は4人となっております。私からの説明は以上でございます。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はございませんか。

○**副委員長** 先ほどの説明だと、財源が不足するから一般会計から280万円繰り入れたということですけども、基金残高見ると820万円が、基金に残っているんだけど、これは実際に820万円あるということですね。基金としてここに出ている以上は。

○**教育総務課長** 29年度末で829万円余ということで、当初は貸し付けに充てるのに足りない不足分をまず一般会計から、二百何十万円とかを繰り入れまして、全く基金がゼロになったところで、昨年度入ってきたお金を基金へ戻して820万円が残っているということでございます。

○**副委員長** それで、育英基金のほうは2,400万円くらいあるので、もし足りなければ、これから不足するようだったら、こっちにも手をつけないといけないと思うんだけど、その辺はつけられないという縛りがあるわけ。

○**教育総務課長** それぞれ、基金を寄附していただいた方々の思いの中で、高校と大学に分けてきた経過があるかと思しますので、財源不足でもし、それを振り返るといいますか、幾らかでもできるようであれば、それも検討していく必要があるかなとは思っているところでございます。

○**副委員長** それと、滞納繰越の関係で、6人で287万円ということですけども、これはもう継続してずっと滞納が続いているのか、それとも単年度でふえてしまったのか、それからこの人たちの所在とか連絡先というのはきちんと把握されているのか。その辺いかがですか。

○**教育総務課長** 担当の係長のほうから詳細を御説明申し上げます。

○**教育企画係長** 教育企画係の横山と申します。よろしく願いいたします。滞納繰越の関係ですけども、何名かは連絡がとれない状態の方もいらっしゃいます。所在不明という方は1名いらっしゃいまして、なかなか対応に苦労しておりますが、実家のほうはわかっているのも、何とか連絡とるように努めている状態です。滞納繰越で、今まで連絡とれていなかった方も、お盆の時期とか年末の実家に帰省しているような時期に電話をかけるとたまたまつながるといったようなことがあるものですから、そういった地道な努力で今後続けて、納めていただくように、お願いしていくようにやっていきたいと思っています。以上です。

○**副委員長** 御苦労さまだと思うけども、こういうのは私も商売やっててね、よくわかるだよ。一旦貸せるとね、なかなかとれないだ。そうなので、あまり無理もできないとは思いますが、実家と連絡がとれているということならね、幾らかでもアクション起こしていくよりしょうがないと思うんでね。しっかりやってください。いいです。

○**山口恵子委員** 木曾広域のほうの関係なんですけれど、3人分ということで、多分、返済計画をそれぞれあと何年間で返済しますっていうそういう計画になっていると思うんですけど、それぞれの最終時期、何年までで全て返済が終わるか、その辺についてわかりましたら、お聞きします。

○**教育総務課長** 3人おられる中で、1年ずつ1人ずつ末が来て、予定では今のところ32年度で一旦ゼロになる予定でございます。ただ、返済が少し遅れている方もいらっしゃいますので、その方がもしかしたら滞納繰越分として発生してくる可能性はあるというところです。

○**山口恵子委員** 順調に返済ができるように手続きのほうお願いします。あと、それより枠が広がるお話なんですけれども、市町村によってはその地域の企業と連携をして、地元に戻ってきて、企業に勤める場合は、奨学金

の返済を企業側で肩がわりをするっていうような取り組みをやっている市町村もあります。理由としては学生さんの奨学金返済がとても負担になって、重荷になっているというところから、そういう取り組みをしている市町村もあるんですけど、塩尻市としてはそういうことが検討されているのか、今後検討する余地もあるのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○**教育総務課長** 私その話は聞いたことがあって、そういった企業が協力してくれるところが出てくれば非常にありがたいかなとは思っているところもあるんですが、実際に塩尻市に貸し付けている方が戻ってきて、償還するに当たって、一定の基準を満たせば若干なりとも減額っていう措置も今、とっているところもありますので、今、御提案のありました内容についても、この制度自体も見直しをしなければいけないかなっていう時期が来ておりますので、こどもの未来応援協議会っていうのも立ち上げておりますので、その中でも情報交換しながら、そういった企業、もしあるようであれば、御相談しながらできればいいのかなと思っておりますので、研究課題とさせていただきますと思っております。

○**山口恵子委員** そのような制度は企業側の協力と御理解もとても必要で、奨学金制度そのものの取り組み方にも影響がありますので、しっかりまた対応をお願いしたいと思います。以上です。

○**委員長** よろしいですかね。それでは、ほかにはありませんようですので、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第3号平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第3号平成29年度塩尻市奨学資金貸与事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。次に進みます。

---

#### 議案第4号 平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

○**委員長** 議案第4号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それでは、議案第4号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明します。初めに概要について御説明したいと思います。決算説明資料の124ページをお開きください。1つ目の白丸になりますが、65歳以上の第1号被保険者数は、年度末で1万8,621人、前年対比1.2%の増、要支援・要介護認定者数は3,200人で前年対比、2.2%の増となっています。

次のページ、125ページをごらんください。1、介護保険特別会計決算の状況の表を見ていただきたいと思っております。歳入歳出とありますが、歳入の合計の欄です。右側29年度のところですけども、歳入決算額は52億8,019万1,649円であり、前年対比103.2%となりました。歳入の一番上の段になります介護保険料ですが、65歳以上の方の保険料になります。前年対比102.2%となり、11億5,500万円余となつ

ています。歳入の3つ目になります国庫支出金、支払基金交付金、支払基金は40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料からになります。それから、県支出金、一般会計繰入金は法定割合に応じた負担金補助金になります。

その下諸収入ですが、前年比26.7%ですが、交通事故等の第三者行為にかかわる納付金が減になった影響です。

それから、その下の歳出の欄をごらんいただきたいと思います。歳出の合計欄29年度歳出決算額は、52億234万8,121円であり、前年度比104.2%となりました。歳入の2つ目の保険給付費ですが、介護サービスの給付費になります。その下地域支援事業費ですが、前年度比158.2%に伸びています。これは29年度から始まりました介護予防日常生活支援総合事業分が増加になっています。この事業は軽度の方、主に要支援の方の通所介護、デイサービス、訪問介護、ヘルパーさんの派遣の事業が市の事業に移行したものです。その分保険給付費が減っています。介護予防サービスが、5,800万円ほど減になっていますが、施設サービス費や地域密着型サービス費の伸びにより、全体として保険給付費が伸びている状況になっています。決算説明資料の128ページに細かいサービス費の内訳がありますが、また後ほど御説明したいと思います。

125ページの歳出の真ん中の諸支出金ですが、前年対比147.4%になっています。これは国、県、支払基金等への補助金の返還金が増額になった影響です。このページの下に、参考に国、県等の負担割合を載せてありますが、補助金は当年度中にいただき、実績が固まったところで、法定割合より多くなった金額を翌年度返還することになっています。

では、124ページに戻っていただいて、下から3段目です。基金積立金が年度中の利息を含めた8,836万3,816円を積み立て、29年度末の基金保有額が4億8,096万6,180円となりました。歳入歳出差引額7,784万3,528円を翌年度に繰り越しました。

それでは次に決算書の説明をさせていただきたいと思います。決算書のほうの歳出のほうから説明させていただきます。決算書の332、333ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、備考欄1つ目の白丸、介護保険事務諸経費になります。下から5つ目の黒ボツ、介護保険システム改修委託料ですが、580万円余になりますが、主に制度改正等にかかる改修になります。その下のいきいき長寿計画策定委託料ですが、昨年度、第7期の介護保険事業計画を策定しましたので、SCOPさんに委託した経費になります。それから、その2つ下のパソコン等使用料ですが、認定調査の広域との連携システムや住民情報システム、リース料等さまざまなものが含まれておりまして、1,128万円余になりますが、前年度よりここが300万円ほど増になっているのは、居宅介護支援事業者等との連携のシステムがあるんですけども、そのシステムが28年度は切れていたんですけど、延長でやっていただいて、29年度からまた新しくリースを再開したので、その分が上乘せになっています。

次2項の介護認定審査会費ですけども、介護認定にかかる経費になります。1目認定調査等費の1つ目の白丸、嘱託員報酬ですが、認定調査員8人分の報酬になります。

2つ目の白丸、認定調査費等諸経費、下から3つ目の黒ボツ、文書作成手数料ですが、1,412万円余になりますが、介護認定に必要な主治医の意見書の作成料になります。

2目認定審査会委託負担金ですが、認定審査のほうを松本広域で行っていますので、その負担金になります。

次のページ、334ページ、335ページをお開きください。2款保険給付費になりますが、細かくなりますので、先ほどの決算説明資料のほうで説明したいと思います。決算説明資料の128ページをごらんください。この保険給付費の状況という表ですけれども、大きく、居宅サービス、施設サービス、その他としてあります。居宅サービスの小計を見ますと、増減額で、前年度より小計のところでは3,700万円余の増額となっています。内訳を見ますと、一番上の居宅介護サービス費が7,300万円余ふえています。内容としては通所介護、デイサービス等もふえているのですが、こっちでいろいろ検討したところ、特定施設入所者生活介護に有料老人ホームをかえたところがありまして、その影響も考えられるということになりました。真ん中あたりの介護予防サービス費ですが、先ほどもお話したとおり、総合事業へ移行した影響で減額になっております。

施設サービスにおきましては、一番上の介護老人福祉施設というのは、特別養護老人ホームのことですが、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型とも増加していますが、特別養護老人ホームの伸びが大きく、決算説明資料の126ページに戻っていただいて、見ていただいて、一番下の認定者のサービス利用者の推移という表で、真ん中に施設サービス利用者というところがあるんですが、その特別養護老人ホームのところの人数が28年度が260人、29年度が275人となっております。15人ほどふえています。平均を出してみたいんですけど、29年度1人当たり特養の年間の給付費が平均260万円ほどかかりますので、単純に計算すると、3,900万円ほどふえるということになりまして、このあたりが影響しているのかなという感じになります。利用者も月々変動すると思いますが、単純には言えないと思いますが、その辺が影響しているかと思います。なぜ特養の利用者がふえたかっていうところなんですけど、その辺もいろいろ調べてはみたんですけども、グレイスフル塩尻の入所者が当初、塩尻市の割合が30%だったのですが、このごろは50%から60%に伸びていることで、そういうことも一因かなと思われまして。

それでは、決算書のほうに戻ります。338ページ、339ページになります。3款地域支援事業費です。決算説明資料だと、130ページ、131ページになります。1項介護予防・日常生活支援総合事業費1目介護予防・日常生活支援サービス事業費ですが、介護予防・日常生活支援サービス事業は、先ほどからお話しているように、29年度からの新しい事業になります。主な内容は要支援の方の通所介護、訪問介護のサービスが、介護保険の給付から市の行う事業にかわったということなんですけど、認定を受けずに国が決めたチェックリストに該当した方もサービスを受けられます。地域支援事業費に総合事業が含まれて、その分がふえたので、地域支援事業費が6,900万円ほど全体でふえて、前年対比158.2%になっています。

2つ目の白丸、介護予防日常生活支援サービス事業ですけれども、上から3つ目の黒ポツ、訪問型サービス事業負担金、その下の通所型サービス事業負担金が主に給付のほうから移ってきた事業になります。

3つ目の介護予防ケアマネジメント事業ですが、下から2つ目の黒ポツ、介護予防ケアマネジメント委託料ですが、総合事業分の計画作成料になります。中央包括がやった分ではなく、それ以外に外部に委託した分になります。625万3,000円余になります。

2目の一般介護予防事業費ですが、28年度までは一次予防事業と呼ばれたものが含まれています。1つ目の白丸、一般介護予防事業ですが、下から4つ目の黒ポツ、いきいき貯筋倶楽部、各地区において筋力低下を防ぐ教室を開催しております。その下の黒ポツ、元気づくり広場活動支援事業委託料は各区等で行われているミニデイサービス、元気づくり広場の指導等を社協に委託しているものです。一番下の黒ポツ、運動器機能向上継続事

業委託料は、総合事業の中にサービスCっていうのがありまして、6カ月間短期集中型のサービスですが、そこを卒業した方の、本当は違うサービスAとか移っていただく流れなんですけれども、どうしても継続したいっていう要望が強くて開始した事業になります。

340ページ、341ページをお願いします。2項包括的支援事業及び任意事業費ですが、1目包括的支援事業費、備考欄の1つ目の白丸、嘱託員報酬、次の白丸、職員給与費は中央包括支援センターの職員の人件費になります。

3つ目の白丸、包括的支援事業、下から4つ目の黒ポツ、北部地域包括支援センター運營業務委託料ですが、社会福祉法人平和会に委託している北部地域包括支援センターの委託料になります。1,866万円余になります。

4つ目の白丸、生活支援コーディネーター職員給与費ですが、28年度から市全体のコーディネーターとして専門に配置し、地域ケア会議等の設置を通じて地域での支え合いの仕組みの構築に当たっています。

次のページ342、343ページをお願いします。2目の任意事業費になりますが、上から3つ目の白丸、認知症総合支援事業になります。下から3つ目の黒ポツ、認知症対策推進事業委託料ですが、社協に委託していますやすらぎ支援員、認知症サポーター養成講座等になります。その下の黒ポツ、パソコン等使用料ですが、ホームページから認知症の簡易チェックができるもので、システムの使用料になります。年間3,700件、月平均308件ほどのアクセスがあります。

4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金ですが、償還金につきましては、先ほど御説明したとおり、実績に伴い、前年度の補助金等返還したものです。

次5款介護サービス事業費1項介護予防支援事業費1目介護予防支援事業費ですが、要支援の方のプランの作成等の支援事業になります。

次のページ345ページの一番上の黒ポツ、介護予防ケアプラン作成委託料ですが、1,414万円余になりますが、要支援の方のプランの外部委託のものになります。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護保険支準備基金積立金になります。28年の余剰金と、あと基金の利子を合わせまして、8,836万3,816円を基金に積み立てたものになります。

それでは、歳入の説明に入りたいと思います。お戻りいただきまして、決算書の322、323ページをお開きください。1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料になりますが、収入済額1億5,571万7,230円、不納欠損額669万1,200円になります。全体の収納率ですが、備考欄のほうをごらんください。97.52%と前年度より0.24%増となりました。現年度分保険料は99.32%で、0.13%の増となっています。滞納繰越分の収納率ですが、11.24%で前年度比2.7%の増となりました。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金ですが、介護給付費の施設サービス費に15%、その他に20%の交付割合になります。

2目地域支援総合事業交付金ですが、昨年開始した介護予防を日常生活支援総合事業に充てられるものです。

3目地域支援包括的支援事業及び任意事業交付金ですが、包括的支援事業と任意事業分です。

次に324ページ、325ページをお願いします。4款支払基金交付金ですが、先ほどもお話したように、40歳から64歳までの第2号被保険者が加入する医療保険の中で負担する介護保険料を財源とするもので、1目

介護給付費、2目総合事業、3目地域支援事業分ですが、3目の地域支援事業分には一般介護予防事業の部分も充てられています。

5款県支出金につきましては、国庫支出金と同様に法定割合での交付になります。

次のページをお願いします。326、327ページです。6款繰入金ですが、一般会計からの繰入金になります。1項一般会計繰入金の1目から3目までは法定割合に沿ったものです。4目保険料軽減繰入金ですが、低所得者への保険料軽減について繰り入れたもので、これには国の2分の1、県の4分の1の負担金が一般会計に交付されるものになっています。

328ページ、329ページ、次のページをお願いします。下のほうですけど、9款サービス収入になります。地域包括支援センターで行っている要支援の方のプラン作成に対する報酬になります。次のページの331ページの備考欄のほうに出ています、計画費収入ということで、2,205万円余が収入となっています。私からは以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 保険料については、年金からの天引きがされていると思うんだけど、その年金からの天引きじゃない方もいらっしゃると思いますか。

○長寿課長 65歳になったばかりの方はすぐ年金からは引けないので、しばらく普通徴収になるのと、年金額が年額18万円以上じゃないと特別徴収にはならないということです。低所得の方は特別徴収にならないっていう感じです。

○副委員長 そうすると、年金で18万円以下の人も介護保険料は幾らか払わなければいけないわけ。

○長寿課長 そうですね。生活保護を受けている方も払わなければいけませんので、段階が分かれています、第一段階の一番低い方が生活保護を受けている方、世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受けている人、または世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額プラス課税年金収入額が80万円以下の方というふうになっています。

○副委員長 そうすると、不納欠損も184人、不納欠損になっているんだけど、これは法律によって書いてあるんだけど、例えば亡くなってしまえば取りようがないので、不納欠損にせざるを得ないと思うんだけど、いわゆる年金の天引き以外でこういう不納欠損が生じてくるということですかね。

○長寿課長 例えば本当に65歳になられた方でも、普通徴収のときの分を支払っていただけない方も多少いて、そういう方もずっと払っていただかなければ不納欠損になってしまう。

○副委員長 時効はどのぐらいなの。

○長寿課長 2年です。

○副委員長 2年で時効になっちゃうの。

○長寿課長 ええ。

○副委員長 それと何か今度の制度改正で、要支援1、2がなくなって、今まで受けていたサービスが受けられなくなるというか、市町村に移るっていうようなことみたいなんだけれども、それは事実ですかね。

○長寿課長 29年度から要支援の方は市のサービスということで、移っていただいています。29年度は認定が切れたときから移ってもらっているんで、1年間を通じて要支援の方で、通所介護と訪問介護しか使っていない

いは、事業対象者と言う名前になるんですけど総合事業のほうに、対象者に移っていただきますし、要支援を持っている方も普通にデイサービスも訪問介護も受けられますので、特にそんなに今のところそういうことは聞いていません。

○副委員長 支障はない。とりあえずいいです。

○山口恵子委員 先ほどの不納欠損の状況のところ、関連なんです、184人、この資料には載っていますが、介護が必要な状況になった場合も、保険料が払われていなければ、例えば1割負担とかね。そういう状況で介護が受けられなくなり、自己負担額が上がると思うんですね。そういった場合、自己負担額を上げた上で、サービスが受けられているのか、それとも厳しくて条件的にサービスが受けられないので、そのままなのか、そのような方がいらっしゃるのかどうかお聞きします。

○長寿課長 基本3割だそうなんですけれども、どうしても使わなければいけない人、施設に入ったりしている人たちは払っていただいている方もいらっしゃいますし、軽い認定の出た方は、使わないで我慢している方もいらっしゃるかもしれないです。何か月とか1年とか、払わなかった期間に応じて給付制限がかかるので、それを過ぎれば普通に1割で使えますので、実際のところ話すとその間、使わないでいるか、使っている方もいらっしゃいますし、その辺は個人個人で違うと思います。

○山口恵子委員 給付制限がかかるということで、3割になって、実際にサービスを受けている方はきちんと支払っていただいて、3割分の自己負担額は払っていただいた上で、さらに保険料も払うわけですね、継続して。その辺は不納欠損と言うか、滞納にならない状態でのいるのかどうか。

○長寿課長 担当の係長のほうからお答えします。

○介護保険係長 介護保険係の増田です。給付減額措置がかかった方のサービス料の支払いと保険料の支払いの関係なんです、サービス料の支払いにつきましては、ほかの方々と同じに実際に自己負担額はサービス事業者のほうへ払っていただきますので御利用いただいている方につきましては、恐らく払っていただいていると思います。そこまでの財源管理は私どものほうではしていないのが事実上です。あと引き続き、介護保険料につきましては、負担を現状の負担割合って言いますか、料率によって負担をいただきますので、そちらにつきましては、同じく負荷をかけていっております。今、給付減額かかっている者の人数に対して滞納者がいるかどうかにつきましては、今、手持ち資料がないものですから、もしそこにつきましては、後ほど必要であればお示ししたいと思います。以上です。

○山口恵子委員 サービスがきちんと受けられるように保険をかけていただくことがとても大事になると思いますので、その辺はやはり、しっかり保険料の必要性とか、意義とか御説明しながら事務手続きをやっていただきたいと思います。

引き続きいいですか。介護予防日常生活支援サービス事業の中で、65歳以上の要1、2の判定を受けた方と、基本チェックリストをする方がいますが、65歳以上全ての方がこの制度でしっかり支援につながるような状況になっているのかどうかお聞きします。65歳以上になると、サービスを受けている以外の方は基本チェックリストの対象になると思うんですけども、なかなか介護支援制度を理解されていない方もいまして、必要なのに介護支援のほうに支援がつかないケースもあるので、基本チェックリストは大事で、受けていただきたいと思うんですけど、65歳以上の方の何割ぐらいの方がこの制度で対象を把握されているのかお聞きします。

○長寿課長 チェックリストやっていたりの方は基本、窓口に来ていただいて、要支援かチェックリストかというところで、認定を受けるか、チェックリストでやるかというところになると思うんですが、例えば軽度の方で訪問介護と通所介護とどちらかのサービス御希望だったら、多分、チェックリストのほうになると思いますし、その窓口に来たときの御様子を聞きながら、認定の申請をしてくださいとか、チェックリストをやってくださいという話になるのであって、65歳以上の人全員にチェックリストという感じではないです。昔の二次予防の感じではなく、民生委員さんとかいろんな関係機関を通じてお知らせはしているので、そういう対象の人がいたら、多分紹介して下さるとは思いますけれども、昔の二次予防とは違いますね。何と書いていいのかわからない、今の総合事業は現行のサービスも入っていますので、要支援の方も使っていますし、それより軽い方も入ってくるという感じですか。

○山口恵子委員 以前だと対象65歳以上ですか、対象の方に日常お元気かどうかお尋ねしますって日常生活の情報を個人個人書いていただいて、郵送して判定をしていただくんですけど、今はそれがなくなって、市民自らがこちらから手を挙げて、相談したいとか、支援を受けたいとかそういう行動を起こさないとサービスにつながらないという感じですか。

○長寿課長 そういうことです。昔のように全員の方に配るというのではないです。全員に周知するという意味では65歳になったときに通知を出すんですけど、保険料のこととか介護保険のことの通知出すので、そのパンフレットの中で御紹介をしていますので、心配な方は窓口のほうに来ていただけるかと思います。平成30年の4月の総合事業の対象者は141人になっています。

○金田興一委員 今の関連ですが、言うなれば自己申告制ですよ。自己申告以外に例えば民生委員の方からこういう方がいるんでってというようなことで、申告に至ったってそういうケースはどのぐらいありますか。

○長寿課長 数までは把握できていないんですけども、民生委員さん方には研修等で周知していますので、御紹介していただいたりはしていると思います。数は少ないんですけども、実際に紹介された方はあります。

○金田興一委員 大概、民生委員の方が回っていて把握しているんですけど、それでも全部把握しきれていない部分があると思うんですよ、民生委員の方も。いわゆる、そういうサービスを受けなきゃならない状況にありながら、制度知らずにいる人のいわゆる、啓発だとか発掘はどんなふうな形を考えているんですか。

○長寿課長 一応、広報に載せていることと、あとホームページでも御紹介しているということで、周知には務めていますけれども、あと、民生委員さん方、市の社協の分会というんですかね、元気づくり広場とか、結構66区全部くらいでやっていますので、そういうところで多分、把握できれば紹介していただけるかなとは想定しています。

○山口恵子委員 資料の128ページのところに介護認定者の状況が書かれていますけれども、塩尻市は1号認定者では、介護認定受ける方が高齢者の中で16%代ということで、キープされていて、これはふえることがないので、現状維持の中でしっかり制度、いいのかなとは思いますが、その中で認定者の介護5の認定の方が25年度から比べると多少割合減ってきているので、それは取り組みの成果があらわれているのか、皆さんあまり重症化にならずに少しずついい傾向になっているのかなとも思われるんですけども、その辺はどのように評価されるかお聞きします。

○長寿課長 以前から塩尻市の認定の割合の特徴が、3,000人いた中の1,000人が要支援の方、軽度の

方が多いというのが塩尻市の認定者の状況だったんです。介護5の方が多少割合が減ってはきていますが、毎年変動があるので、ここで一致はできないかなとは思いますが。ただ施設の話になりますけれど、先日の金田委員の話からありましたけれど、施設数が足りなくなるんじゃないかっていう、話が変わって申しわけないんですけども、その中で施設の待機者数は年々減ってきていますので、毎年県が調査をします塩尻市の待機者の数が25年には243人いたんですけども、30年の3月では137人ということで、施設も割と今のところふえてきていますので、そういった面では、サービスの的には充実してきているかなと思います。

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第4号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第4号平成29年度塩尻市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、議案のとおり、全員一致をもちまして認定すべきものと決しました。

---

#### 議案第5号 平成29年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 次に、議案第5号平成29年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について議題といたします。説明を求めます。

○健康づくり課長 それでは、議案第5号平成29年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計の説明をさせていただきます。決算書は347ページからになります。決算説明資料のほうは、132ページと133ページになりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

347ページ、歳入決算額ですが1,222万1,812円ということで、前年度比で22.1%の減でございまして。歳出決算額同額の1,222万1,812円で、同じく22.1%の減ということになります。

決算説明資料の132ページをごらんいただきたいと思いますが、一番最初の白丸のところにありますとおり、年間患者数ですが、延べ人数で前年度比で4.8%減少しまして、9,110人となっております。診察日数190日、1日平均患者数は48人ということで、前年度に比べて1人減ということになっております。裏面の133ページに決算の状況と患者数の推移を表にして載せてありますので、ごらんをいただきたいと思います。

それでは、決算書のほうの歳出のほうから説明をさせていただきます。決算書の354ページをお開きいただきたいと思いますが、354、355ページです。1款総務費につきましては、右側白丸、一般管理事務費のみでございまして、399万1,000円余、診療所施設の管理運営にかかる経費でございまして。1つ目の黒ボツ、営繕修繕料22万1,184円ですが、電灯用の子メーター、それから事務室のブラインド等の修繕を行っております。2つ下の指定管理料300万円につきましては、医療法人社団敬仁会に平成26年度から指定管理をお願いしておりますが、前年度と同額の300万円でございます。

2款医業費につきましては、こちらも右側の白丸、医業事業事務費、1つの事業でございまして、診断書の作

成手数料などの徴収にかかる収納事務委託料と心電計、超音波診断装置等のリース料でございます。

それから3款公債費につきましては、元金と利子がございますけれども、これまでに借り入れをしました診療所関係の起債の償還金でございます。元金と利子合わせまして、669万円余でございますが、前年度対比で31万円ほどふえております。

続きまして、歳入をお願いいたします。決算書お戻りいただきまして、352ページと353ページでございます。歳入の主なものにつきましては、2款の繰入金の一般会計繰入金のみでございます。1,151万円余でございます。前年度比で359万円ほど減額となっております。減額の主な要因でございますけれども、平成28年度に歳出で屋根の修繕工事がございましたので、その分が減額になったというものでございます。説明については以上です。

○委員長 皆さんから質問はありませんか。

○副委員長 長期債の残金の残高はあとどれくらいあるのですか。

○健康づくり課長 29年度末の現在高で、2,698万5,536円でございます。一番長いもので平成38年の9月25日までということになっております。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 いい、もう1回。敬仁会のほうは黒字になっているようですかね。

○健康づくり課長 指定管理につきましては、毎年経営状況等モニタリング評価をやっておりまして、29年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、患者数の減とかがありまして、かなり収入のほうも減になっているということで、赤字決算というふうになっております。

○副委員長 指定管理料上げろって言われるかな。

○健康づくり課長 指定管理料は26年の基本協定で決まって、300万円ということできております。営繕修繕等については、特別な支出があれば市のほうでということもありますけれども、当面赤字の大きなものが人件費の部分になりますので、どうしていくかというところで、赤字部分は敬仁会のほうで補填をいただいているということで、市のほうでという話は今のところはございません。ただあと、指定管理が終了になりますので、その後どうするかという話を7年の指定管理のうち、ことしが5年目でございますので、どうするかという話を前回のモニタリングのヒアリングのときにも打ち合わせをさせていただきましたが、市のほうの考えも聞かせてほしいというようなこともありますので、今後地元の意向も踏まえて協議をしていくことになると思います。

○委員長 いいですね。それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第5号平成29年度塩尻市国民健康保険榑川診療所事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決しました。それでは11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

○委員長 それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

---

#### 議案第14号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○委員長 議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦について議題といたします。説明を求めます。

○男女共同参画・若者サポート課長 それでは、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。議案関係資料の16ページをお開きいただきたいと思います。1、提案理由でございますが、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

概要ですけれども、委員10名のうち、藤松淑子氏、宮崎小里氏、近藤君夫氏の3名が平成30年12月31日をもって、任期満了となることに伴いまして、次の3氏、近藤君夫氏、小野計江氏、森川房代氏を適任者と認め、推薦しようとするものでございます。3氏のうち、近藤君夫氏は再任、小野計江氏と森川房代氏は新任となるものでございます。略歴書につきましては、次ページ以降の別記1から別記3に記載してございます。

17ページ、近藤君夫氏でございますが、現在人権擁護委員2期目でございます。松本人権擁護委員協議会塩尻部会の事務局を務めており、今回3期目を推薦するものでございます。

次に18ページ、小野計江氏は平成21年から塩尻市青少年補導委員を務めて現在に至っており、平成24年からは同委員協議会の副会長を務めております。

19ページ、森川房代氏につきましては、民生児童委員を2期6年務めた後、現在は社会福祉協議会福祉協力員を務めているものでございます。説明については以上でございます。御審議のほどをよろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。いいですね。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第14号人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、全員一致をもちまして同意すべきものと決しました。

---

#### 議案第15号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○委員長 次に議案第15号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは議案関係資料の20ページをお開きください。議案第15号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてでございます。1の提案理由といたしましては、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

2の概要につきましては、塩尻市ふれあいセンターの指定管理者に次の者を指定するものです。施設の名称につきましては、塩尻市ふれあいセンター東部でございます。所在地につきましては、塩尻市大字峰原173番地1、指定の相手方は塩尻市大字広丘堅石2151番地2、社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会会長西窪道夫、指定管理の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。説明については以上でございます。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆様から質問はありませんか。

○副委員長 指定管理料について、債務負担行為で、5年間で1億7,620万円が計上されていますけれど、これ1年ごとに更新はされると思うんだけど、初年度は幾らですか。

○福祉課長 経費につきましては、平成31年度につきましては、3,572万円、32年度以降につきましては、3,512万円ということで、5年間といたします。

○副委員長 もう1回いい。これは公募、一応かけたわけですね。

○福祉課長 これにつきましては、公の施設の指定管理者の審査会にかけるということで、公募をいたしました。期間中、1団体ということで、今回指定をお願いします団体のみが公募してきたという状況です。

○委員長 よろしいですか。それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第15号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第18号 平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中 歳出3款民生費、10款教育費

○委員長 それでは、議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳出3款民生費10款教育費を議題といたします。説明を求めます。

○子ども教育課長 それでは、議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）になります。議案書は14ページ、15ページをごらんください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の説明欄になります。白丸、児童福祉事務諸経費の黒ポツ、前年度子ども子育て支援事業補助金返還金でございます。こちらにつきましては、病児・病後児保育、延長保育、放課後児童クラブ等に関する国の補助金で、補助率は3分の1となっておりますが、この補助金の場合、該当年度は前年の状況に基づいて、概算で補助金を受け、翌年度の実績に基づいて精算という形をとらせていただいております。よって、受入額が3,474万1,000円、精算後の実績額が3,175万4,000円で、その差額になります298万7,000円を返還するための増額補正をさせていただくものでございます。私からは以上です。

○教育総務課長 続きまして、20ページ、21ページをお願いいたします。10款教育費1項教育総務費4目教職員住宅費、説明欄白丸、教職員住宅管理諸経費、黒ポツ、改修工事194万4,000円につきましては、7月の福祉教育委員会協議会において御報告させていただきました、北小野教員住宅の鉄筋コンクリート塀等につきまして、傾きや高さに危険性があると判断しましたので、撤去工事について増額補正をお願いするものでご

ございます。概要でございますが、民家との境界に位置しております鉄筋コンクリート塀について、こちらの高さ1.5メートル、長さ35.5メートル、幅20センチになりますが、これの全部撤去、それから道路に面しておりますブロック塀がございまして、こちら高さが最大1.57メートル、長さが42メートル、幅が20センチあるんですが、こちら高さを抑えるために、上段の一部を撤去するものでございます。私からは以上です。

○**スポーツ推進課長** その下、6項保健体育費2目体育施設費、今回補正額167万円となります。説明欄、営繕修繕料75万6,000円につきましては、塩尻トレーニングプラザの消防設備総合盤に附属する非常放送設備及び電気時計が経年劣化により故障したため、補正をお願いするものです。なお、今回の故障につきましては、消防用設備の定期点検による指摘事項となっており、早期に改修する必要があるものでございます。その下、体育施設改修工事91万4,000円につきましては、中央スポーツ公園管理棟附属トイレの一部洋式化と、照明設備の改修を図るものとなります。説明につきましては、以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。いいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、異議なしと認め、議案第18号平成30年度塩尻市一般会計補正予算（第6号）中、歳出3款民生費10款教育費につきましては、全員一致をもちまして可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第20号 平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○**委員長** それでは、議案第20号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。説明を求めます。

○**長寿課長** それではお願いします。議案第20号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,245万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、53億1,011万5,000円とする、議案書の歳出のほうからお願いします。

ページが9ページ、10ページになります。4款諸支出金1項還付金及び償還金2目償還金、補正額が4,245万2,000円で、補正後4,245万5,000円ということで説明欄、償還金ということで、実績に伴い国、支払基金、県に返還するものです。前年度国庫支出金返還金2,281万7,000円、前年度支払基金交付金返還金が817万7,000円、前年度県支出金返還金が1,145万8,000円となります。

続いて歳入をお願いします。7ページ、8ページになります。6款繰入金2項基金繰入金、歳入歳出が決まりました、支払準備基金繰入金のほうを減額にしたいと思っております。補正額が2,135万5,000円の減で、補正後が817万1,000円ということになります。

それから7款繰越金1項繰越金1目繰越金ということで、歳入歳出が決定しましたので、繰越金も確定しましたので補正になります。説明欄でサービス事業繰越金29万9,000円、保険事業繰越金6,350万8,000円ということで、補正額が6,380万7,000円、補正後が7,784万3,000円となります。説

明は以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了します。これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、異議なしと認め、議案第20号平成30年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 請願9月第1号 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願

○委員長 それでは、請願の審査を行いたいと思います。当委員会に付託されました請願は全部で2件です。それでは、請願9月第1号につきまして審査をいたします。事前に文書が配付されておりますので、朗読は省きたいがよろしいでしょうか。

それでは、委員のほうより御質問、御異議、御意見がございましたらお願いしたいと思います。これ、毎年のことなものですから、皆さん御承知だと思いますので、いつものことでよろしいでしょうか。

〔「採択」の声あり〕

○委員長 それでは、採択という意見が出されましたので、当委員会としましては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、請願9月第1号国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。意見書につきましては昨年と同様の意見で正副委員長にお任せ願いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それではそういうことで、お願いしたいと思います。

---

#### 陳情9月第1号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情

○委員長 それでは、2号については1時からやらせていただきたいと思いますので、まず陳情の審査を行いたいと思います。当委員会に付託されました陳情は1件でございまして、陳情9月第1号について審査を行います。事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

それでは、委員から御質問、御意見ございませんか。

○金田興一委員 この関係については、毎年この陳情者、ここに書いてあります中信地区の私学助成推進協議会のメンバーの皆さんが来て、市長、議長宛てにも毎年陳情をしているという実態でありますので、特にこれに対しは認めることには異議ありません。

○委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 それでは、採択という意見が出されましたので、当委員会としては、採択ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、陳情9月第1号私立高校に対する公費助成をお願いする陳情につきましては、全員一致をもって採択することに決しました。意見書につきましては、昨年同様の意見で正副委員長にお任せをいただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 では、そのようにさせていただきます。1時まで休憩とさせていただきますと思いますが、よろしく願いいたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解きまして再開をさせていただきます。

---

**請願9月第2号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願**

○委員長 それでは、請願9月第2号について審査を行います。これは「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」ということをございまして、事前に文書が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員のほうより御質問、御意見ございましたらどうぞ。あと、追加資料も確か、皆様のお手元に行っていると思いますが、特にきょうは説明者も来ておりませんが、ある程度追加資料も読んでいただいていると思いますので、山口委員質問されていましてけれども、この文書で、何か特にあるのでしょうか。

○山口恵子委員 この請願書の内容を読ませていただきました。それでへき地手当に対しての、長野県は他県、周辺、国の基準よりも支給のパーセントが低いということで、パーセントだけではやはり実際的な金額が幾らなのかというところが、基準となる基本給ですか、それを見て比べないと判断はできないかなと思ひまして、長野県、あと周辺の初任給また、勤続10年から30年までの基本給を拝見した上で、さらにこのパーセントを判断していかなくてはいけないと思います。しかし、この長野県の初任給または月給を見ますと、それほど他県と比べて大きな差があるわけではないので、このへき地手当の支給、4等級だと6%、また1級地だと3%のこの割合がかなり実際的にへき地手当の金額とすると、かなり下がってしまうという状況は確認させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 小澤議事調査係長、県内全部の市に出ている。

○議事調査係長 調査しましたところ、1年以内18市中、4市が受理しておりまして、採択2市、不採択1市、

なしが14市となっております。

○副委員長 採択だね、一応。

○山口恵子委員 基本に戻りますけれども、2006年で8%から1%にするっていう長野県の方針が出ましたけれども、このときの理由、なぜこういう形をとったのか、その理由がわかりましたら、しっかりと皆さんで理由だけは確認をしたほうがいいと思います。

○委員長 中野子ども教育部長のほうでそこら辺はわかりますか。

○子ども教育部長 松本市さんの議事録がありまして、そのとき松本市さんの教育長さんのほうで答えをしています。長いですが、主だったところだけ言いますと、教育長さんが当時、下伊那郡南信濃村にいらっしゃったそうです。先生で。遠山中学というところへ赴任をしていて、下伊那の校長会のへき地教育委員長さんをやられたそうです。そのときに、田中知事の県政の時代で、田中知事が長野県にはへき地はないということで、8%が1%になったと。それが全てだというふうにお答えをしております。以上です。

○委員長 わかりました。ありがとうございました。なかなか的確で、問題点がよくわかりました。どうでしょうか、そこら辺の今の御意見聞いてみて。

○金田興一委員 首長を選ぶときは気をつけないといけないね。

○委員長 そういうことですね。

○金田興一委員 採択でいいでしょう。

○委員長 どうでしょうか。今採択っていう意見出ましたので、そんなところでどうでしょうか。

では、採択という意見が出されましたので、当委員会としては採択ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 ありがとうございました。それでは、異議なしと認め、請願9月第2号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願につきましては、全員一致をもちまして採択することに決定しました。意見書につきましては、最初の請願ですので、配付資料等に案文が書かれておりますのを、お配りさせてもらってよろしいでしょうか。では、配っていただきたいと思います。

一応、こんなところでつくらせていただきたいところですが、細かい内容につきましては、正副委員長にお任せをいただきたいと思いますが、そんなところでどうでしょうか。特にここだけは、変更したほうがいいんじゃないかなというような御意見ありましたら。

○金田興一委員 全部読み切れません。これは、臨時職員も適用になるのですか。

○委員長 はい。臨時職員も適用になるかっていうことですが。

○教育総務課長 今回のへき地手当が適用になるのが、条例上教員ってということになりますので、基本的に講師として臨時的に雇用になる者については、へき地への赴任はないんじゃないかなっていうふうにも予測しておりますけれども、詳しいところわからないんですが。

○金田興一委員 正規職員以外は出ないということか。

○教育総務課長 条例を読んでいく限りでは、正規職員だけかなっていうふうには思っていたんですが、そんなことはないですか。

○丸山寿子議員 私は提出者である先生方からお聞きしたことによれば、非正規、臨時ですか、そういう方なり

若い方が多く、その皆さんのスキルアップの機会も奪うことになるし、またへき地における子供たちにとっても幅の広い教育の先生方が赴任してきていただくことが、メリットもあるところが若い方たちばかりということで、教育の機会も限られてしまうという二重の問題をお聞きをしています。

○副委員長 正規の教員だけに出るのか、それとも臨時の職員にも出るのかっていう話。

○委員長 そうすると今、太田教育総務課長は条例からいくと、多分正規の職員じゃないかっていう。

○金田興一委員 この文の中に、これは下伊那のほうだから、隣の県まで含めての話だけれども、臨時的任用職員がへき地校へ応募することを取りかえるケースもあるって書いてあるじゃん。ということは、手当があるというよそはあるけれど、長野県はないからとか低いからということになるのか、ここらがあったし、意味合い的におかしい。大体、へき地校行くっていうのは若い職員だからね、大概が。

○委員長 そうですね。

○金田興一委員 それは、校長や教頭は別にして。そこがわからないもので、全部これも入れてもらえばいいじゃない。だけど、規則で決まっていればだめだよ。

○教育総務課長 そうですね。条例上、言葉で出てくるのは学校職員に対して支給するってあるものですから、そもそもの学校職員とは何かっていうのは私も捉えていないところはあるんですが、通常こういったへき地手当、それから地域手当等の手当については、我々もそうですが、正規職員に対しての条例になりますので、多分、捉えたとすると教員として採用になっている者ではないかっていうふうに思っているところです。

○金田興一委員 いいかい。わからないんだけど、ここにあるけど、臨時的任用職員、ここで言えば再雇用みたいなのは正規の職員ですよ。

○教育総務課長 他県、近隣県の臨時的任用されている者が例えば長野県の近い、へき地っていうところに、応募しづらくなるっていう話の内容のところだと思うんですが、例で行きますと、他県で講師として採用されている者が例えば、長野県の教員なりになってそこに赴任するっていうようなイメージで私、捉えていたんですけども、その関係で手当が低いものだから、長野県のへき地近いけれど、受けたくないですっていうように理解しちゃうってふうに捉えていたんですが。

○金田興一委員 この部分はそれでいいけれども、長野県内の臨時的任用職員だとか、講師だとか、そういう人には出ないわけだね。

○教育総務課長 私の解釈している範囲では講師には出ないということで、講師は基本的にへき地への赴任っていうのは多分、ないんじゃないかなっていうふうに捉えていたんですが。

○金田興一委員 かなり文面違ってくるもので、任せます、もう二人に。難しくって、ここでやっていたってわからないから、そこらも十分加味してね。

○山口恵子委員 今、教育総務課長のお話だと、条例からするとそういう理解になるっていうことで、この文章との整合性があまり合わないかなと思うので。そうですか。もともと長野県の条例からすると、講師とか非正規以外の職員の方はへき地手当の対象になっていないっていうことなので、この文章は意味合いが違うのかなというふうに理解しました。

○委員長 そういうことでお願いします。それでは、意見書の文案につきましては、正副委員長にお任せいただくということで、御異議ないということでよろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** ありがとうございます。これで、陳情も終わります。以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は全て終了いたしました。当委員会の委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、継続審査について。

---

#### 継続審査の申し出

○**健康福祉事業部長** 継続審査のお願いをいたします。市議会閉会中におきましても、福祉行政や教育行政などさまざまな課題を抱えておりますので、継続して審査をいただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

○**委員長** ただいま継続審査ということで、申し出がありましたので、議長にその旨申し入れておきます。それでは、最後に理事者から挨拶があればお願いいたします。

---

#### 理事者挨拶

○**副市長** 2日間にわたりまして、大変慎重に御審議をいただきまして、提案をいたしました全ての議案に対しまして御承認をいただきました。審査の中でいただきました御意見、御指摘につきましては、これからの行政の中でしっかりと生かしてまいりたいと思います。大変ありがとうございました。

○**委員長** 御苦労さまでした。以上をもちまして、平成30年度9月定例会の福祉教育委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後1時18分 閉会

平成30年9月7日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

福祉教育委員会委員長 横沢 英一 印